

豊実保育園改築事業・倉田保育園改築事業プロポーザル審査基準書

1 審査基準書の位置付け

本基準書は、鳥取市が、豊実保育園改築事業・倉田保育園改築事業を実施する契約候補者を選定するにあたり、豊実保育園改築事業・倉田保育園改築事業事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、最優秀提案者を選定するための方法、審査基準を定めるものです。

2 選定の方法

(1) 審査の進め方

審査は、一次審査として参加資格等を確認する「参加資格審査」、二次審査として技術提案内容及び提案価格を評価する「技術提案審査」により実施します。

二次審査は、初めに豊実保育園に係る技術提案審査を行い、最優秀提案者を選定します。

次に、倉田保育園に係る技術提案審査を行い、最優秀提案者を選定します。ただし、豊実保育園に係る最優秀提案者に選定されたものは、倉田保育園に係る最優秀提案者として選定されないこととします。

(2) 審査体制

選定委員会は、庁外委員と市職員の合同による6人で構成します。会議は原則非公開とします。

3 一次審査

(1) 参加資格要件の確認

参加表明書と合わせて提出された書類を基に、募集要項で示した参加資格要件について、確認を行います。

参加資格の確認結果は、参加表明書を提出した者に対して順次通知します。

4 二次審査

(1) 基礎的事項等の確認

ア 基礎的事項の確認

技術提案書の内容が、次の基礎的な事項を満たしているか事務局が確認します。

確認項目	内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の確認	技術提案書全体において、同一事業に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

イ 要求水準事項の確認

参加者の技術提案内容が、本市の要求する技術水準及び性能に適合していることなど、要求水準書に規定する必須項目を満たしているか事務局が確認します。

(2) 技術提案内容の評価

選定委員会は、上記(1)の確認審査を通過した参加者の技術提案内容を事業者からのプレゼンテーション及びヒアリング(非公開)を実施したうえで、次のとおり評価します。

ア 技術提案の評価項目と配点

技術提案は、選定委員会において次の評価項目により、評価、採点を行います。

なお、要求水準書第1-3に記載の「基本方針」に沿った提案がなされているかを、評価の視点として設定しています。本評価の合計点は210点とします。

評価項目	No.	評価の視点	配点
実施体制 施工計画	1	・本市への連絡・調整・報告が速やかに行える体制が整えられているか。	10
	2	・共同企業体内のリスク分担及びリスク発生防止策や保険の付保等による効果的なリスク管理体制が構築されているか。	10
	3	・具体的かつ的確な工程計画となっているか。	10
	4	・事業全体の工期を短縮する工夫(特に新園舎の部分引渡し時期の早期化)がされているか。	20
	5	・工事期間中の園児や職員等の安全確保(工専用通路と保育園用通路の分割など)及び運営への影響(騒音や採光不良など)を抑えるための提案がされているか。	10
施設計画	6	・園児が健康的で快適に過ごすことができる環境に配慮した施設計画となっているか。	20
	7	・各室の配置や設備等が、利用者の視点に立った、利便性を向上させる提案となっているか。	20
	8	・敷地や施設内への不法侵入対策や、園児の施設外への飛び出し対策に配慮した配置計画となっているか。	20
	9	・園児、保護者、職員等が安全かつ円滑に園内を移動でき、非常時の迅速な避難のための動線が確保されているか。	20
	10	・園庭を全面芝生敷きとし、安全性に配慮した遊具を設置する計画となっているか。	20
維持管理	11	・日常の清掃、点検作業等の維持管理業務における効率性及び経済性に配慮した提案がされているか。	20
	12	・建物及び設備機器について、ライフサイクルコストの低減のためのメンテナンス性、更新の容易性に優れた提案がされているか。(ライフサイクルコストの計算にあたっては、40年間の使用を想定して計算すること)	10
	13	・光熱水費の低減について、具体的かつ優れた提案がされているか。	10
その他	14	・上記項目以外の部分で、優れた提案がみられたか。	10

イ 技術提案の採点基準

技術提案の評価では各評価項目において、次に示す5段階により評価、採点を行います。

評価段階	評価	採点
A	極めて評価が高い、非常に有効である	配点×1.0
B	評価が高い、有効である	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや評価が低い、あまり有効ではない	配点×0.4
E	評価が低い、有効ではない	配点×0.2

ウ 技術提案評価点の算出

技術提案評価点は、上記の基準によって評価した各選定委員の評価点の平均点とします（小数第3位を四捨五入します。）。

なお、技術提案評価点の算出過程において、要求水準を満たしていないことが判明した場合は失格とします。

(3) 提案価格の評価

提案価格については、技術提案評価点の算出後、提案見積書に記載された提案価格が契約上限額内にあることの確認を行い、提案価格を点数化します。点数化の方法は、以下のとおりとします。

$$\text{提案価格点} = \text{配点（40点）} \times \text{最低の提案価格} / \text{評価対象の提案価格}$$

※点数化にあたっては、小数第3位を四捨五入し、小数第2位までの値を求めます。

※提案価格が契約上限額を超える場合は失格とします。

5 総合評価点の算出

総合評価点は、二次審査（技術提案評価点及び提案価格点）の得点を合計した250点を満点とします。

【評価項目と配点】

項目		配点	配点割合
技術提案	実施体制・施工計画	60	24%
	施設計画	100	40%
	維持管理	40	16%
	その他	10	4%
	計	210	84%
提案価格		40	16%
合計		250	100%

6 最優秀提案者の選定

(1) 選定委員会は、二次審査の採点結果から、最高得点を得た者を最優秀提案者として選定します。

(2) 同点者が2者以上となった場合は、技術提案評価点が高い者を上位者とします。

(3) 技術提案評価点も同点の場合は、評価項目No.4の得点が高い者を上位者とします。

(4) 評価項目No.4の得点も同点の場合は、全委員の協議により選定します。